

<報道発表資料>

.....

令和3年11月8日

県立蓮田松韻高校と連携して、不当表示広告の調査をします！

埼玉県では、平成19年度から、県内の大学・高校と連携して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。）に規定する不当表示広告の調査を行っています。

次代を担う大学生・高校生が、調査を通じて、不当表示に関する正しい知識を得るとともに、県が事業者に対する指導等を実施し、消費者被害を減らすことで、大学生・高校生が社会を動かす力を体験することを目的としています。

このたび、県立蓮田松韻高校に御協力いただきまして、不当表示広告調査を公開授業で実施することになりました。生徒を対象とした授業ですが、公的機関、教育機関、報道機関のみなさまは見学・取材することができます。見学・取材を御希望の場合は、県消費生活課までお問合せください。

● 日時

令和3年11月18日（木）

- ① 10時55分から12時45分（3限、4限の2時間連続授業）
- ② 13時30分から14時20分

● 場所

県立蓮田松韻高校（蓮田市黒浜4088）

● 内容

- ① 2年生に対し、3限は県職員が不当表示広告について授業をし、4限は生徒が実際にインターネット上に表示されている広告の調

査、調査結果の発表を行います。

- ② 1年生に対し、不当表示広告を中心とした消費者トラブルについて講演会を実施します。

※ 講師：埼玉県消費生活コンサルタントの会 鎌田 伊津子 氏
運営：特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

● 見学・取材の申込について

申込方法：電話で県消費生活課（048-830-2934）に御連絡下さい。

申込期限：令和3年11月17日（水）14時

定員は10名です。見学・取材は、1機関につき1名とします。

● 見学にあたっての注意事項

- ・ 体温が37.5度以上ある方、風邪症状等のある方の見学はお断りしています。
- ・ 学校内では、マスクを着用し、大声での会話、取材以外での生徒への接触はしないようお願いします。
- ・ その他、学校内では教職員の指示に従ってください。
- ・ 1階の事務室で必ず入校許可を得てから見学してください。

● 参考

- ・ 令和2年度大学・高校との連携による不当表示広告調査結果について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/jigyousyasido/02gakkourenkei.html>

- ・ ネット広告の注意点についての学習講座

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/jigyousyasido/03keihyoukouza.html>